

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を高め株主・従業員・取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応えるため、企業倫理を確立し、経営の透明性を確保します。

経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築・維持するため、執行役員制度を導入し、権限委譲を進めフラットな組織とします。

監査役会は内部監査部門と連携し、監査業務を遂行します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友商事株式会社	1,200,000	10.00
株式会社メタルワン	699,500	5.83
新日鐵住金ステンレス株式会社	696,000	5.80
株式会社みずほ銀行	548,000	4.57
UEX社員持株会	382,940	3.19
三井物産スチール株式会社	368,000	3.07
大同特殊鋼株式会社	316,000	2.63
第一生命保険株式会社	268,000	2.23
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	207,700	1.73
テックス・テクノロジー株式会社	202,600	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
----------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤哲夫	その他											○
小佐井優	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤哲夫	○	——	伊藤氏は、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房参事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しております。当社の経営方針及び業務執行の妥当性・適正性を確保するために、その経験と知識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行してきていることなどから適任であると判断したためです。また、同氏と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。
			小佐井氏は、当社の主要株主の子会社において代表取締役社長を務め、企業経営者として

小佐井優	○	——	の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社間に重要性がある取引等はありません。したがって同氏は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。
------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査報告書の提出のほか、必要に応じ都度意見交換が行われている。
内部監査室長は月に1回の監査役会に出席しており、監査役と十分な意見交換をしている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
猪俣節夫	他の会社の出身者							△						
小川秀史郎	弁護士								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			猪俣氏は、当社の取引先の出身者で当該企業を退職後相当期間を経過しており、現在の商取引には直接影響力を持たず、過去の業界

猪俣節夫	○	——	における知識・経験に基づいた専門的助言を求めるため、社外監査役として選任しております。また、同氏は平成14年3月まで当社の取引銀行に勤務しておりましたが、同行勤務期間中一度も当社と取引関係のある部署に所属しておらず、金融業界と監査法人にて長年培った知識と経験により当社の経営陣から独立した立場で取締役会・監査役会等で意見表明をしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。
小川秀史郎	○	——	小川氏は、当社の商取引と直接関係のない法律専門家であり、その専門的知識と経験に基づいた助言を求めるため、社外監査役として選任しております。また、同氏との法律顧問契約は平成元年6月に終了しており、その後は20年以上にわたり当社の経営陣から独立した立場で取締役会・監査役会等で意見表明をしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関しては、短期的な業績連動型がふさわしいとは考えられないため。ストックオプション制度は、当社の資本政策と相い入れないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示手段: 有価証券報告書
開示状況: 全取締役の総額を表示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役を支払った報酬 131.4百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部が窓口となり、依頼内容に応じ都度担当者がサポートできる体制となっている。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会設置会社であり、監査役制度を採用しております。

取締役6名のうち社外取締役を2名、監査役は3名のうち社外監査役を2名選任しております。

取締役会は定例的に月1回、また必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項を審議し決定しております。取締役会には監査役3名(全員)も出席し、取締役の職務執行を監査しております。経営会議は取締役6名及び取締役を除く執行役員3名によって構成され、定例的に月1回、また必要に応じて臨時に開催しております。経営会議は、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定するほか、構成員から業務執行上の報告を受け、構成員相互の情報連絡を図っております。また、経営会議には監査役3名(全員)も出席し、経営に関する意見交換を行っております。

また、当社は取締役の責任を明確化するため平成25年6月に取締役の任期を2年から1年に変更するとともに、取締役会長、取締役社長以外の役付取締役を廃止し、業務執行にあたる役付役員を執行役員の中から選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、商法時代より監査役制度を採用し、複数名の社外監査役を選任しております。監査役が、制度の期待する厳正な監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンスは十分に機能していると考えております。

当社の規模、事業内容その他から検討しても、従前からの監査役会設置会社が投資家等からの信任獲得のために適した会社形態と判断し現在の体制を選択しております。

また、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2名の社外取締役を選任しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(6月、11月頃)開催、当該期業績の解説と今後の業績見通しを説明	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部 情報取扱責任者:経営企画部長 秀高 雅紀	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)整備に関する基本方針」を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び名誉会長は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役及び名誉会長規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また、当社は執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内部牽制機能を持たせる。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役、名誉会長及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に、文書等の保存及び管理を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス・与信・財務等に係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなかで専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対策を決定する。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

(5) 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その任命・異動については、監査役と意見調整を行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・監査役会に内部監査室長を出席させ情報及び意見交換を行う
- ・会計監査人から監査役に対し監査内容について説明を行う
- ・全ての稟議書を監査役の閲覧に付する

・内部統制システムの整備状況

上記の基本方針に基づき、当事業年度(第62期)における内部統制実施計画を策定し取締役会の承認を得て実行しております。また、内部統制評価の具体的な実施計画を定め個別業務プロセスに係る内部統制の整備状況を取締役会に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 総務担当役員を不当要求防止責任者として任命。総務部が担当部署となって社外監査役である弁護士と連携を取りながら対応する体制を取っております。

(2) 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、「特防連」)に加盟し、特防連が開催する研修会等に総務部担当社を参加させ情報の収集、一元管理を行っております。

(3) 所轄警察署等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対し組織的に対応することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月26日開催の第54回定時株主総会において当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入を株主の皆様にご承認いただき、内容について所要の修正を行い、平成23年6月28日開催の第57回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。当社は、継続後における買収防衛策に関する動向を踏まえて、平成26年5月9日開催の取締役会において内容の一部を修正し再度継続することを決議し、平成26年6月20日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。本対応策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。

本対応策は、当社株券等の大量買付けが行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大量買付けを行おうとする者との協議・交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。また、一定の場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付けを行おうとする者に対して、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置がとられる可能性があるものです。

なお、本対応策の詳細については、平成26年5月9日に開示した当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ: <http://www.uex-ltd.co.jp> でご覧いただけます）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

